

学校感染症による出席停止のお知らせ

お子様がかかっている（と思われる）下記の病気は学校保健安全法により、学校感染症として指定されています。他の生徒にうつるおそれのある期間は、出席停止となり登校できません。

必ず医師の診断を受け、医師から登校しても良いと言われたら、登校許可証明書を記入してもらい、登校させてください。なお、出席停止の期間は欠席になりません。

記

病 名	期 間 の 基 準
インフルエンザ	当面の間は、別様式「療養解除届」を使用してください。
新型コロナウイルス感染症	
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
その他の感染症	

登 校 許 可 証 明 書

氏 名 \_\_\_\_\_ 年 組 氏名 \_\_\_\_\_

病 名 \_\_\_\_\_

診断年月日 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記生徒の感染症は、他の生徒にうつるおそれがないと認められますので、

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から登校してさしつかえありません。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名

又は医師名 \_\_\_\_\_